

令和 7 年度 G X 推進再エネ導入支援事業
(再エネ設備等導入効果測定・フィードバック事業) 業務委託仕様書

1 事業の目的

国は令和 5 年 2 月の G X 実現に向けた基本方針において、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換する G X を掲げており、G X は本県の事業者にも大きな影響を及ぼすと考えられることから、脱炭素に向けた取組や経営に与える効果についての分析・理解促進を行うことで、再生可能エネルギー等の設備投資を促進し、G X の基盤整備を図る。

2 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、県内への再生可能エネルギー発電設備等の導入による C O 2 排出量削減やエネルギーコスト削減などの効果測定及び講演会や事例集作成等による事業者への事例紹介などの内容とし、以下の業務を実施する。

ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

(1) 再エネ設備等導入による効果測定

ア 再エネ設備を導入した事業者の選定

対象事業者：県内事業者（想定件数 20 件）

※ 対象事業者は、令和 5 年度に実施した「G X 推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー導入支援）」及び「再エネ設備と蓄電池を併用した先進的な取組導入支援事業」の補助事業者を必ず含み、当課と事前に協議し、決定すること。

イ 効果測定の実施

- ・ 再エネ設備導入のきっかけや再エネ比率等の調査
- ・ C O 2 排出削減量の推計
- ・ エネルギーコスト削減量の推計
- ・ その他再エネ導入による効果測定
- ・ 結果分析

(2) (1) で測定した効果のフィードバック

ア 効果測定対象者への測定結果報告

イ 講演会等での事例紹介

- ・ 事例紹介を行う講演会等の選定
- ・ 講演会等での事例紹介の実施に係る全般

ウ H P 公開用の事例紹介資料作成（電子データ）

- ・ 測定結果の集計を含む

(3) 報告書の作成

- ・ 業務報告書：5部
- ・ 電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部

3 履行期限

令和8年3月13日（金）

4 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い，協議事項について記録し，相互に確認する。各業務を円滑に実施するため，綿密な連絡をとり，適宜，協議打合せを行う。

5 受託者の義務

受託者は，本業務の履行にあたり，業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で，本仕様書及び関係法令，規定等を遵守し，最高の知識，知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお，本仕様書に定めのない事項については，県エネルギー対策課と協議し，決定すること。

6 秘密の保持

委託業務の処理上，知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 検査

受託者は，成果品の引渡にあつては期限を遵守し，かつ本県の検査を受けなければならない。

なお，検査において指示された場合は，直ちに訂正しなければならない。また，成果品の引渡し後において，受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は，受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

8 委託料の支払

受託者は，本県の検査を合格の通知を受けた時は，書面により請求するものとする。